

令和8年4月21日
市民局市民情報課

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則」に関する意見公募の結果について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則の一部改正について、令和8年1月20日（火）から令和8年2月19日（木）まで意見公募を行いました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の資料を基に、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則の一部改正を行います。なお、改正に当たり、意見公募手続を実施した規則案から一部内容を修正しています。その差異及び理由は下記のとおりです。

| 意見公募手続を実施した規則案 | 改正後の規則案 | 理由 |
|--|--|---|
| <p>(開示請求書) 第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。 (第1号省略)</p> <p>(2) 事務所における開示(次号及び第4号の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨</p> <p>(4) 電子情報処理組織(条例第16条第6項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号の電子メールアドレス</p> | <p>(開示請求書) 第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。 (第1号省略)</p> <p>(2) 指定情報処理システムを使用して行う視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号の電子メールアドレスをいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 事務所における開示(前号、次号及び第5号の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p>(4) (本文省略)</p> <p>(5) 電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び電子メールアドレス</p> | <p>指定情報処理システムを使用して行う視聴又は閲覧のみの場合であっても、手続上、電子メールアドレスの記載が必要となるため規定を追加</p> <p>上記第2号の追加に伴う整理(次号において同じ)</p> <p>電子情報処理組織の定義は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)にあるため削除</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(開示決定通知書等) 第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 前条第1項第3号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数 (5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項 (6) 条例第16条第6項の指定情報処理システムの使用による視聴又は閲覧により行政文書の開示を実施する場合における視聴又は閲覧の期間その他当該開示の実施に必要な事項</p> | <p>(開示決定通知書等) 第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 前条第1項第2号の方法による行政文書の開示を実施する場合における視聴又は閲覧の期間その他当該開示の実施に必要な事項 (5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数 (6) 前条第1項第5号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</p> | <p>引用する規定の順変更に伴う規定順の変更(次2号において同じ)</p> |
| <p>(電磁的記録の開示方法) 第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 (第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの (ア省略)</p> <p>イ 当該電磁的記録をディスプレイ(条例第16条第6項の指定情報処理システムを使用する方法以外の場合にあっては、実施機関が現に使用している専用機器に限る。)に出力したものの視聴又は閲覧 (ウからオまで省略)</p> <p>カ 当該電磁的記録の第4条第1項第4号の方法による交付</p> | <p>(電磁的記録の開示方法) 第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 (第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの (ア省略)</p> <p>イ 当該電磁的記録をディスプレイ(第4条第1項第2号の方法以外の方法による場合にあっては、実施機関が現に使用している専用機器に限る。)に出力したものの視聴又は閲覧 (ウからオまで省略)</p> <p>カ 当該電磁的記録の第4条第1項第5号の方法による交付</p> | <p>第4条第2号の追加に伴う視聴又は閲覧の方法の整理</p> <p>第4条第2号の追加に伴う整理</p> |
| <p>(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法) 第14条 条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、横浜市会計規則(令和6年3月横浜市規則第26号)第23条第3項の納付書又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託することにより、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。</p> | <p>(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法) 第14条 条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、写しの交付を受けるときまでに、納付書により納付し、若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する場合を含む。)に規定する指定公金事務取扱者に納付し、又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託しなければならない。</p> | <p>納付方法に指定公金事務取扱者への納付を追加することに伴う文言修正</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|-----|--|---------------------|--|--|--|----------------|-------|---------------|-----|--|----------------|------------------------------|--|---|--|--|---|---------------|--|--|--------------|------------------------------|--|---------------|--|--|----------------|-------|--|-----|--|----------------|--|--|------------------------|--|--|--|
| <p>第1号様式のうち「2」欄</p> <p>1. 横浜市情報公開システムを利用する ※写しの交付をご希望の場合は、閲覧後に選択できます。 【電子メールアドレス】< > ※事務手続に必要な情報を送付します。</p> <p>2. 横浜市情報公開システムを利用しない (1) 閲覧又は視聴【希望日】< > (2) 写しの交付 <input type="checkbox"/> 窓口【希望日】< > <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール【メールアドレス】< > 【窓口又は郵送の場合に希望する媒体】 <input type="checkbox"/> 紙媒体 (□カラーページがある場合は、カラーを希望) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ※いずれか1つを選択してください。 ※希望日は複数記入できます。(例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など) ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の希望がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する実施方法等について書面を提出してください。</p> | <p>第1号様式のうち「2」欄</p> <p>1. 横浜市情報公開システムを利用する。 ※写しの交付をご希望の場合は、閲覧後に選択できます。 【電子メールアドレス】< > ※事務手続に必要な情報を送付します。</p> <p>2. 横浜市情報公開システムを利用しない。 (1) 視聴又は閲覧【希望日】< > (2) 写しの交付 <input type="checkbox"/> 窓口【希望日】< > <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール【メールアドレス】< > 【窓口又は郵送の場合に希望する媒体】 <input type="checkbox"/> 紙媒体 (□カラーページがある場合は、カラー印刷を希望) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ※行政文書の写しの交付部数は、当該開示請求に係る行政文書1件につき1部となります。 ※【希望日】は複数記入できます。(例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など) ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の希望がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する実施方法等について書面を提出してください。</p> | <p>「窓口又は郵送の場合に希望する媒体」から選択することを明瞭化するため文言修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2号様式のうち「2」及び「3」欄</p> <table border="1" data-bbox="167 786 683 929"> <tr> <td rowspan="2">2 開示の日時及び場所</td> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 選択された開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 2 開示の日時及び場所 | 日 時 | | 場 所 | | 3 選択された開示の実施方法及び手数料 | | | <p>第2号様式のうち「2」及び「3」欄</p> <table border="1" data-bbox="707 786 1225 929"> <tr> <td rowspan="2">2 開示の日時・期間及び場所</td> <td>日時・期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 2 開示の日時・期間及び場所 | 日時・期間 | | 場 所 | | 3 開示の実施方法及び手数料 | | | <p>指定情報処理システムによる閲覧期間を記載するため「2」欄に「期間」の文言を追加し、簡素な表現により明瞭化するため「3」欄の「選択された」の文言を削除</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 開示の日時及び場所 | | 日 時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 選択された開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 開示の日時・期間及び場所 | 日時・期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3号様式のうち「2」～「7」欄</p> <table border="1" data-bbox="167 1093 683 1451"> <tr> <td rowspan="2">2 開示の日時及び場所</td> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 選択された開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>5 不開示とする部分の概要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>6 不開示とする根拠規定</td> <td colspan="2">横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号</td> </tr> <tr> <td>7 根拠規定を適用する理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 2 開示の日時及び場所 | 日 時 | | 場 所 | | 3 選択された開示の実施方法及び手数料 | | | 4 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | | 5 不開示とする部分の概要 | | | 6 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | | 7 根拠規定を適用する理由 | | | <p>第3号様式のうち「2」～「7」欄</p> <table border="1" data-bbox="707 1093 1225 1451"> <tr> <td>2 不開示とする部分の概要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3 不開示とする根拠規定</td> <td colspan="2">横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号</td> </tr> <tr> <td>4 根拠規定を適用する理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 開示の日時・期間及び場所</td> <td>日時・期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | 2 不開示とする部分の概要 | | | 3 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | | 4 根拠規定を適用する理由 | | | 5 開示の日時・期間及び場所 | 日時・期間 | | 場 所 | | 6 開示の実施方法及び手数料 | | | 7 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | | <p>条例の規定順に合わせて記載欄の順を変更し、指定情報処理システムによる閲覧期間を記載するため「2」欄に「期間」の文言を追加し、簡素な表現により明瞭化するため「3」欄の「選択された」の文言を削除</p> |
| 2 開示の日時及び場所 | | 日 時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 選択された開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 不開示とする部分の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 根拠規定を適用する理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 不開示とする部分の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 根拠規定を適用する理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 開示の日時・期間及び場所 | 日時・期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力くださいますようお願い申し上げます。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(開示請求書)</p> <p>第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> 事務所における開示(<u>次号及び第4号</u>の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p><u>(3)</u> (本文省略)</p> <p><u>(4)</u> 電子情報処理組織(<u>条例別表の1の表備考3の電子情報処理組織をいう。以下同じ。</u>)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び<u>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号の電子メールアドレス</u></p> <p>(第2項省略)</p> | <p>(開示請求書)</p> <p>第4条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書の開示の実施の方法について、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p><u>(2) 指定情報処理システムを使用して行う視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号の電子メールアドレスをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3)</u> 事務所における開示(<u>前号、次号及び第5号</u>の方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日</p> <p><u>(4)</u> (本文省略)</p> <p><u>(5)</u> 電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び電子メールアドレス</p> <p>(第2項省略)</p> |

(開示決定通知書等)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 前条第1項第3号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

(5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(第2項及び第3項省略)

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

(ア省略)

イ 当該電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

(開示決定通知書等)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 前条第1項第2号の方法による行政文書の開示を実施する場合における視聴又は閲覧の期間その他当該開示の実施に必要な事項

(5) 前条第1項第4号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

(6) 前条第1項第5号の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(第2項及び第3項省略)

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第16条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

(ア省略)

イ 当該電磁的記録をディスプレイ (第4条第1項第2号の方法以外の方法による場合にあっては、実施機関が現に使用している専

(ウからオまで省略)

カ 当該電磁的記録の第4条第1項第4号の方法による交付

(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法)

第14条 条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、横浜市会計規則(令和6年3月横浜市規則第26号)第23条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(附属機関の名称の告示)

第16条 市長は、毎年1回、条例第31条に規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の名称を告示するものとする。

(出資法人等の名称の告示)

第17条 市長は、毎年1回、条例第32条第1項の規定により市長が定めた出資法人等の名称を告示するものとする。

用機器に限る。)に出力したものの視聴又は閲覧

(ウからオまで省略)

カ 当該電磁的記録の第4条第1項第5号の方法による交付

(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法)

第14条 条例第18条第1項及び第2項に規定する手数料は、写しの交付を受けるときまでに、納付書により納付し、若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する場合を含む。)に規定する指定公金事務取扱者に納付し、又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託しなければならない。

(附属機関の名称の公表)

第16条 市長は、条例第31条に規定する地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の名称を公表するものとする。

(出資法人等の名称の公表)

第17条 市長は、条例第32条第1項の規定により市長が定めた出資法人等の名称を公表するものとする。

開 示 請 求 書

年 月 日

（請求先）

請求者 氏 名
郵便番号
住 所
電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり
行政文書の開示を請求します。

| | |
|------------------------------|--|
| 1 開示請求に係る 行政文書の名称又 は内容 | |
| 2 開示の実施方法 ※記載は任意です。 | <p>(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 ※いずれか1つを選択してください。 <u>【閲覧又は視聴の場合の希望日】 < ></u> <u>【写しの交付の場合の実施方法】</u> <input type="checkbox"/> 窓口【希望日】 < > <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織 <u>【電子メールアドレス】 < ></u> <u>【写しの交付の場合の希望する媒体】</u> <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> カラーページがある場合は、カラー印刷を希望 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <small>※希望日は複数記入できます。（例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など） ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の 希望がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する 実施方法等について書面を提出してください。</small></p> |
| 3 備 考 | 受 付 欄 |

- （注意）
- 1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

（A4）

開 示 請 求 書

年 月 日

（請求先）

請求者 氏 名
郵便番号
住 所
電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり
行政文書の開示を請求します。

| | |
|------------------------------|--|
| 1 開示請求に係る 行政文書の名称又 は内容 | |
| 2 開示の実施方法 ※記載は任意です。 | <p>1 <u>横浜市情報公開システムを利用する。</u> <small>※写しの交付をご希望の場合は、閲覧後に選択できます。</small> <u>【電子メールアドレス】 < ></u> <small>※事務手続に必要な情報を送付します。</small> 2 <u>横浜市情報公開システムを利用しない。</u> (1) 視聴又は閲覧【希望日】 < > (2) 写しの交付 <input type="checkbox"/> 窓口【希望日】 < > <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール【電子メールアドレス】 < > <u>【窓口又は郵送の場合に希望する媒体】</u> <input type="checkbox"/> 紙媒体 <input type="checkbox"/> カラーページがある場合は、カラー印刷を希 望 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <small>※行政文書の写しの交付部数は、当該開示請求に係る行政文書1件につき1部 となります。 ※【希望日】は複数記入できます。（例：○月△日～○月×日、○月の△曜日など） ※希望する方法に対応できない場合があります。この場合及び開示請求時に特段の希望 がない場合、開示決定の際に対応可能な実施方法を通知しますので、希望する実施方 法等について書面を提出してください。</small></p> |
| 3 備 考 | 受 付 欄 |

- （注意）
- 1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

（A4）

第2号様式（第5条第3項第1号）

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|---------------|--------|-------|-----------|
| 1 開示請求に係る行政文書 | | | |
| 2 開示の日時及び場所 | 日 時 | 年 月 日 | 午前・午後 時 分 |
| | 場 所 | | |
| 3 開示の実施方法 | | | |
| 4 担 当 課 | 電話 () | | |
| 5 備 考 | | | |

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

(A4)

第2号様式（第5条第3項第1号）

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | | |
|------------------------|-----------|--|--|
| 1 開示請求に係る行政文書 | | | |
| 2 開示の日時・期間及び場所 | 日 時 ・ 期 間 | | |
| | 場 所 | | |
| 3 開示の実施方法及び手数料 | | | |
| 4 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | | |
| 5 担 当 課 | 電話 () | | |
| 6 備 考 | | | |

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第3号様式（第5条第3項第2号）

一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | |
|---------------|------------------------------|-----------------|
| 1 開示請求に係る行政文書 | | |
| 2 開示の日時及び場所 | 日 時 場 所 | 年 月 日 午前・午後 時 分 |
| 3 開示の実施方法 | | |
| 4 不開示とする部分の概要 | | |
| 5 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | |
| 6 根拠規定を適用する理由 | | |
| 7 担 当 課 | 電話 () | |
| 8 備 考 | | |

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第3号様式（第5条第3項第2号）

一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

| | | |
|------------------------|------------------------------|--|
| 1 開示請求に係る行政文書 | | |
| 2 不開示とする部分の概要 | | |
| 3 不開示とする根拠規定 | 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第 号 | |
| 4 根拠規定を適用する理由 | | |
| 5 開示の日時・期間及び場所 | 日 時 ・ 期 間 場 所 | |
| 6 開示の実施方法及び手数料 | | |
| 7 その他選択可能な開示の実施方法及び手数料 | | |
| 8 担 当 課 | 電話 () | |
| 9 備 考 | | |

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。